

奈良県告示第九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、勢野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和元年五月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 辰己 京也 生駒郡三郷町勢野東六―二―一三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 吉里田 勝久 生駒郡三郷町勢野東六―六―五